

国際学部研究論集発行要綱

| | | | | | |
|------|-------------|------|-------------|------|-------------|
| 制 定 | 平成7年6月14日 | 一部改正 | 平成17年6月22日 | 一部改正 | 平成30年3月30日 |
| 一部改正 | 平成9年6月18日 | 〃 | 平成17年11月24日 | 〃 | 平成30年11月28日 |
| 〃 | 平成13年3月21日 | 〃 | 平成19年7月25日 | 〃 | 平成31年1月24日 |
| 〃 | 平成13年6月20日 | 〃 | 平成21年4月1日 | 〃 | 令和3年4月1日 |
| 〃 | 平成14年4月24日 | 〃 | 平成22年1月27日 | | |
| 〃 | 平成14年12月18日 | 〃 | 平成29年4月1日 | | |

第1条 国際学部研究報告委員会内規第2条の規定に基づき、研究報告委員会（以下「委員会」という。）は、この要綱の定めによって研究論集を発行するものとする。

第2条 国際学部研究論集は、毎年2回発行を原則とする。

第3条 研究論集の規格及び発行部数は次のとおりとする。

- 規 格 A4判 横2段組
縦2段組

ただし、特別の事情により上記以外の組版の希望があるときは、委員会の決するところによる。

- 発行部数 200部

第4条 研究報告原稿の募集については、次のとおりとする。

- 投稿資格
 - 国際学部の専任教員
 - イに定める者との共著者で、委員会の承認を得たもの。
 - 国立大学法人宇都宮大学客員教授等に関する規程第2条に定める客員教授等で、国際学部における専攻分野について教授又は研究に従事する者
 - 他学部、学内共同施設若しくは機構の専任教員又は国際学部非常勤講師等で、教授会の承認を得たもの。
 - 地域創生科学研究科博士後期課程の大学院生。但し、指導教員の推薦書を原稿に付することを条件とする。
 - その他委員会の承認を得たもの。

- 投稿原稿 論文及び研究ノートとする。
原稿は「宇都宮大学国際学部研究論集執筆要領」に従って執筆するものとする。
- 原稿枚数 研究論文、研究ノートともに、投稿者1人について、刷り上り15ページを限度とする。表題、要約、図表・写真、参考資料・文献、注もこの枚数に含めるものとする。ただし、刷り上がりが1人につき15ページを越えるときには、22ページまでを限度とし、超過分については当該教員研究室経費から、負担する。共著原稿に超過が生じた場合は、原則的に、執筆者全員の教員研究室経費から、人数割分の経費を負担する。

- 応募原稿の受理 応募原稿は随時受理するが、6月1日及び11月1日を当該年度の研究論集原稿の締切日とする。

第5条 委員会は、受理した原稿を審査し、その結果を教授会に報告するものとする。

- 前項の審査をするに当たり、委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聞くことができるものとする。

第6条 研究論集発行費については次の通りとする。

- 他学部及び学内共同教育研究施設の専任教員の場合には、執筆者が経費を負担する。
- 国際学部非常勤講師等の場合には、掲載論文及び研究ノートの紹介教員が経費を負担する。
- 第4条第一号ハの客員教授等の場合には、原稿枚数刷上がり15ページ、別刷50部を上限とし、学部共通経費で負担する。研究費負担となるページ数・別刷の超過は認めない。

- 国際学部専任教員については、別刷を50部を超えて必要とする場合には、別刷の経費を負担する。

第7条 カラー印刷等特殊な印刷については、委員会の議を経て当該教員研究室経費から、負担する。

第8条 国際学部研究論集の電子化に関わる著作権については、国際学部が有するものとする。

- 1の論文について、他の機関で電子化する場合は、予め学部長の承諾を得るものとする。

第9条 研究論集の発行について、その他の必要な事項は委員会で審議し、教授会の議を経てこれを定める。

| | |
|--------|--|
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成7年6月14日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成9年6月18日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成13年4月1日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成13年6月20日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成14年4月24日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成14年12月18日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成17年6月22日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成17年11月24日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成19年7月25日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成21年4月1日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成22年1月27日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成29年4月1日から実施する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成30年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成30年11月28日から施行する。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日以前に国際学研究科博士後期課程に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学または再入学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間は、従前の例による。 |
| 附 則 | |
| この要綱は、 | 令和3年4月1日から施行する。 |

| | | |
|-------------------------------------|------------|--|
| 宇都宮大学国際学部研究論集（第57号） 2024年2月1日 発行 | 編集兼 発行所 | 宇都宮大学国際学部 〒321-8505 宇都宮市峰町 350 |
| | 印刷所 | (株)アートプレス 〒329-1104 宇都宮市下岡本町 4555-5 |
